

高島町危険空き家等除却事業補助金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、町民の安全で安心な暮らし及び景観の保全を確保するため、町内の危険空き家等の除却に係る経費の一部を予算の範囲内で交付する補助金に関し、高島町補助金等の適正化に関する規則(昭和44年12月規則第18号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 高島町空き家等の適正管理に関する条例(平成25年6月条例第20号)第2条第1号に定めるものをいう。
- (2) 危険空き家等 住宅地区改良法施行規則(昭和35年建設省令第10号)に定める木造住宅の不良度測定基準(外観目視により判定できる項目)の評点が100点以上の空き家等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、町税等を滞納していない者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、町長が特に認めた場合はこの限りでない。

- (1) 登記簿に記載されている空き家等の所有者。ただし、所有者が死亡している場合は、相続の権利を有する者(以下「相続権利者」という。)
- (2) 本町の固定資産税課税台帳に登録されている空き家等の所有者又は納税義務者若しくは納税管理人

(補助対象空き家等)

第4条 補助金の交付対象となる危険空き家等(以下「補助対象空き家等」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が特に認めた場合はこの限りでない。

- (1) 個人が所有するものであること。
- (2) 公共事業等の補償の対象となっていないこと。
- (3) 高島町空き家等の適正管理に関する条例（平成25年6月条例第20号）第8条第2項に規定する勧告を受けたものでないこと。
- (4) 町等が実施する他の制度による同様の補助等を受けていない者であること。

（補助対象工事）

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象者が発注する補助対象空き家等の除却工事であって、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、一般建設業の許可を受けたもの又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の規定により、登録を受けた解体工事業者に請け負わせる工事とする。

（補助対象経費）

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、危険空き家等の除却に伴う次の経費とする。

- (1) 解体に必要な届出・調査費
- (2) 解体・除却に要する工事費
- (3) 解体により生じる廃材等の収集運搬費及び処分費
- (4) その他町長が必要と認める経費

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、前条の補助対象経費の5分の3の額とし、80万円を上限とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象工事に着手する前に、高島町危険空き家等除却事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 第2条第2号に規定する木造住宅の不良度測定基準（外観目視により判定できる項

目) の評点表

- (2) 補助対象空き家等の位置図、工事着手前の現況写真
- (3) 補助対象経費の見積書及び内訳書の写し
- (4) 登記事項証明書（未登記の場合は、土地家屋名寄帳）
- (5) 個人情報取得に関する承諾書
- (6) 補助対象空き家等の所有者と当該補助対象空き家等が所在する土地の所有者が異なる場合は、補助対象工事を行うことの当該土地所有者からの同意書
- (7) 補助対象空き家等が複数人の共有である場合又は補助対象空き家等の登記事項証明書に所有権以外の物件（貸借権を含む。）の設定がある場合は、補助対象工事を行うことの当該共有者全員又は権利者全員からの同意書
- (8) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 町長は、前条の申請があったときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助対象空き家等に適合するか判定の上、補助金の交付の可否を決定し、高畠町危険空き家等除却事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付決定に当たり、交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(交付申請の変更及び承認)

第10条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、申請内容を変更又は取り下げをしようとするときは、高畠町危険空き家等除却事業補助金変更交付（取下げ）承認申請書（別記様式第3号）により町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、高畠町危険空き家等除却事業補助金変更交付（取下げ）承認通知書（別記様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、高島町危険空き家等除却事業補助金実績報告書（別記様式第5号）に、次に掲げる書類等を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る請求書又は領収書等の写し
- (2) 補助対象工事の状況写真（施工中、完了後）
- (3) 廃棄物処理に関する処分証明書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 実績報告の期限は、補助対象工事が完了した日から起算して30日を経過する日又は交付決定のあった当該年度の2月末日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定）

第12条 町長は、前条の報告があったときは、関係書類の審査及び現地調査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、高島町危険空き家等除却事業補助金交付額確定通知書（別記様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付請求）

第13条 前条の通知を受けた交付決定者は、高島町危険空き家等除却事業補助金交付請求書（別記様式第7号）を町長に提出しなければならない。

（決定の取消し等）

第14条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、高島町危険空き家等除却事業補助金取消通知書（別記様式第8号）により、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反する行為があったとき。
- (2) 補助事業を承認なく変更し、又は中止したとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載等不正な行為があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この要綱に違反する行為があったとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対して補助金の返還を求めるものとする。

3 交付決定者は、前項の規定により返還を求められた場合は、直ちに当該助成金を返還

しなければならない。

(除却事業後の土地の適正管理)

第15条 交付決定者は、補助対象工事後の土地について、雑草の繁茂や廃棄物の投棄が生じないようにするなど、衛生上及び防犯上の十分な配慮のもと適正な管理をしなければならない。

2 交付決定者は、補助対象後の土地の適正管理のために、高畠町危険空き家等除却事業跡地管理人届出書（別記様式第9号）を町長に提出しなければならない。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。